

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

上三川町地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という）は、「要支援と認定された方」及び基本チェックリストにより生活機能が低下していると判断された「事業対象者」に対して、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントのサービスを提供します。包括支援センターの概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 事業所の概要

事業所名	上三川町地域包括支援センター		
法人名	社会福祉法人 上三川町社会福祉協議会		
法人代表者名	会長 遠藤 進		
住 所	上三川町上蒲生127-1		
事業所番号	栃木県指定 第0902100015号		
開設年月	平成18年4月1日		
連絡先	電 話	56-5513	FAX 56-6381
管理者氏名	主任介護支援専門員 村山真美		
サービス提供地域	上三川町全域		
事業の目的	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とします。		
運営方針	高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のために、介護保険サービスのみならず、地域の社会資源を有機的に結びつけ、住み慣れた地域で健康に生活できるよう支援していきます。		

2 事業所の職員体制

職 種	常 勤	職務内容
(1)センター長	1名	指定介護予防支援
(2)保健師	1名以上	介護予防ケアマネジメント
(3)看護師	1名以上	介護予防支援事業・高齢者の実態把握
(4)主任介護支援専門員	1名以上	総合相談支援事業・権利擁護事業
(5)社会福祉士	1名以上	包括的・継続的ケアマネジメント
(6)介護支援専門員	1名以上	

3 サービス提供時間

営業日	月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休日	土曜日・日曜日・祝祭日・12月29日から1月3日の年末年始

4 サービス利用料

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として、利用者の自己負担はありません。
- (2) 利用者の介護保険料の滞納等により、包括支援センターに直接介護保険給付が行なわれない場合があります。その場合、利用者には次の利用料をお支払いいただきます。

区分	基本報酬	初回加算	委託連携加算
要支援1・2 事業対象者	4,420円	3,000円	3,000円

利用料は、1か月ごとに計算しご請求いたしますので、翌月27日までに現金、または、次の口座にお振込みください。

- ① 指定口座 足利銀行 上三川町支店 普通預金 5030065

5 包括支援センターが提供するサービス

包括支援センターでは、「要支援者及び事業対象者」の利用申込者に対し、契約締結後、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントとして次のサービスを提供します。

- (1) 「介護予防サービス・支援計画書」（以下「サービス計画」という。）の作成
利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者がどのような生活を送りたいのかといった要望等を把握したうえで、介護予防サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス計画書原案を作成し担当者会議を行います。
- (2) サービス計画の交付
サービス計画を作成した際には、利用者およびその家族、サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等（以下「事業者」という）に交付します。
- (3) サービス計画作成後の便宜の供与
利用者およびその家族、事業者等との連絡を継続的に行い、サービス計画の実施状況を把握します。
サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう事業者等との連絡調整を行います。

サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価を行います。

(4) サービス計画の変更

利用者がサービス計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス計画を変更します。

(5) 介護報酬の請求

サービスの利用実績を確認し、介護報酬請求に関する所定の書類を作成して介護報酬の請求を行い、介護報酬を受領します。

(6) 医療機関等との連携

① 包括支援センターは、医療系サービスを利用する際に意見を求めた主治の医師等に対して、サービス計画を交付します。また、事業者等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、担当者が把握した状況等について、主治の医師や歯科医師、薬剤師、看護師等に必要な情報伝達を行います。

② 包括支援センターは、利用者が医療機関へ入院する場合には、担当者の氏名等を入院先医療機関に提供するように利用者に依頼します。

③ 障害福祉サービスを利用してきた方が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度の特定相談支援事業者との連携に努めます。

6 業務の委託

(1) 包括支援センターは、利用者の同意を得たうえで、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとします。

(2) 利用者は、委託した指定居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができるものとします。

7 契約期間（契約書第2条参照）

契約の期間は、契約締結の日から利用者が要支援の認定区分及び事業対象者に該当している期間とします。

8 契約の終了（契約書第14条参照）

(1) 契約期間中に、以下の事項に該当するに至った場合には、センターとの契約は終了します。

① 利用者が死亡したとき

② 利用者が介護保険施設へ入所したとき

- ③ 包括支援センターが解散命令を受けたとき、破産したとき又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖したとき
- ④ 包括支援センターが介護保険の指定を取り消されたとき又は指定を辞退したとき
- ⑤ 利用者の介護認定区分が、非該当又は要介護認定となってから、要支援認定又は事業対象者にならないまま2年経過したとき

(2) 契約の有効期間中、この契約を解約することができます。この場合には、契約終了を希望する日の5日前までに包括支援センターに通知するものとします。

また、以下の事項に該当する場合には、直ちに契約を解約することができます。

- ① 包括支援センターが、正当な理由なく、介護保険法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき
- ② 包括支援センターが守秘義務に違反したとき
- ③ 包括支援センターが故意又は過失により利用者およびその家族の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められるとき

(3) 包括支援センターは、利用者が以下の事項に該当する場合には、この契約を解除することができます。

- ① 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、利用者が心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせたとき
- ② 利用者が、故意又は重大な過失により事業者若しくは担当者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことによってこの契約を継続しがたい重大な事情を生じさせたとき

9 事故発生時等の対応(損害賠償)

サービスの提供により事故が発生したときには、速やかに利用者の家族、上三川町等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

利用者に対するサービスの提供に伴って、包括支援センターの責めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼしたときは、速やかに損害を賠償します。但し、利用者又はその家族に重大な過失があるときは、賠償額を減額することがあります。

10 秘密保持(契約書第12条参照)

(1) 包括支援センターの職員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供に当たって知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らしません。

- (2) 包括支援センターの職員が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- (3) 包括支援センターは、利用者又はその家族に関する個人情報を用いる場合、同意を得ない限り、サービス担当者会議等において個人情報を用いません。
- (4) 包括支援センターは、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託した場合において、利用者又はその家族に関する秘密保持について必要な措置を講じます。

1 1 記録・保存

包括支援センターは、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施について記録を作成し、その完結の日から2年間保管します。

1 2 サービス提供を行う担当者

(1) 身分証の携帯

担当者は、その勤務中常に身分証を携帯し、利用者から求められた時はこれを提示するものとします。

(2) 担当者の交替

① 包括支援センターからの担当者の交替

包括支援センターの都合により、担当者を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② 利用者から交替の申出

選任された担当者の交替を希望する場合には、当該担当者が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、包括支援センターに対して担当者の交替を申出することができます。

ただし、利用者から特定の担当者を指名することはできません。

1 3 虐待の防止

包括支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること
- (3) 職員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

1 4 感染症の予防及びまん延防止

包括支援センターは、感染症の発生とまん延を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること
- (2) 感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること
- (3) 職員に対し感染症及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること

1 5 ハラスメントの防止

包括支援センターでは、ハラスメント行為により健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除することがあります。

- (1) 職員に対しての暴言や暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等のハラスメント・迷惑行為
- (2) 職員の写真や動画撮影、録音等を無断で行うこと、SNS等に掲載すること

1 6 業務継続計画

- (1) 包括支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 包括支援センターは、職員に対し当該計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 包括支援センターは、定期的当該計画の見直しと必要に応じた変更を行います。

1 7 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口までお申し出ください。

苦情相談窓口	担当者 主任介護支援専門員 村山真美
	苦情解決責任者 センター長 飯田康人
	対応時間 月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時15分
	FAX 番号 0285-56-6381

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

上三川町健康福祉課 介護保険係	住 所 上三川町しらさぎ1-1 電 話 0285-56-9102 対応時間 月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時15分
栃木県国民健康保険 団体連合会	住 所 宇都宮市本町3-9 電 話 028-622-7242 対応時間 月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時15分
栃木県保健福祉部 高齢対策課 介護サービス班	住 所 宇都宮市埴田1-1-20 電 話 028-623-3057 対応時間 月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時15分

(3) 第三者委員

包括支援センターでは、地域にお住まいの次の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から、包括支援センターのサービスに対する意見をいただいています。包括支援センターへの苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

名 前	連 絡 先
稲 見 和 正	090-7274-5171
濱 野 礼 子	0285-56-4674

令和 年 月 日

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービスの提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

上三川町地域包括支援センター
社会福祉法人 上三川町社会福祉協議会

説明者 職名 _____

氏名 _____

私は、包括支援センターから本書面に基づき重要事項の説明を受け、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 上三川町

氏名 _____

代筆者氏名 _____ (続柄 _____)